

令和 5 年度

第 17 回芽室町教育委員会会議  
(公開用)

令和 6 年 3 月 25 日

芽室町教育委員会

## 会 議 錄

令和6年3月25日第17回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階会議室7で開催した。

○開会時間 14時30分

○閉会時間 15時12分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥本和宏  
委員 松久大樹  
委員 土井槙悟

○欠席委員 委員 福井栄子

○出席職員 教育長 程野仁  
教育推進課長 有澤勝昭  
教育推進課課長補佐（兼）教育推進係長 清末有二  
生涯学習課図書館長 藤澤英樹  
生涯学習課スポーツ振興係長 梅森祐之  
教育推進課教育総務係長 金須智秋

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	前会議録の承認
日程第3	教育長の報告
日程第4	報告第34号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
日程第5	報告第35号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
日程第6	報告第36号 区域外就学認定の件（非公開）
日程第7	報告第37号 就学指定校変更認定の件（非公開）
日程第8	議案第50号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件
日程第9	議案第51号 芽室町学校医委嘱の件
日程第10	議案第52号 芽室町学校歯科医委嘱の件
日程第11	議案第53号 芽室町学校薬剤師委嘱の件
日程第12	議案第54号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）
日程第13	議案第55号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則廃止の件
日程第14	議案第56号 芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則制定の件
日程第15	議案第57号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則廃止の件
日程第16	議案第58号 芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
日程第17	協議案第5号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定（案）の件（非公開）

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は3名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第17回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は鳥本和宏教育長職務代理者とします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第2「前会議録の承認」についてであります、質疑はありますか。

（「異議なし」と発する声あり）

それでは、前会議録のとおり承認いたします。

### ◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長　日程第3　教育長の報告について、私からですが、各委員にもご臨席、祝辞を述べていただきましたが、町内の小中学校の卒業式が行われ、中学校は3月15日、小学校は3月21日、22日の両日無事終了することができました。現在は春休み期間となっております。

各課から報告をお願いします。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長　2月26日、オンライン子どもトークを実施しました。

3月につきましては、町議会3月定例会月であり、3月4日に初日を迎えて、11日から14日までに予算特別委員会、18日、19日に一般質問を終えまして、22日に最終日を迎え、閉会しております。

また、3月11日には、全国全道大会出場報告として、吹奏楽とバレーボールの生徒が、教育長へ大会参加に向けた決意表明をいただいております。

以上です。

○程野教育長　図書館長。

○藤澤図書館長　2ページになります。2月23日、第3回芽室雪中スポーツ祭があり、講師の選手15名と参加者の小学生49名が集まり、開催しております。

2月27日には、芽室町社会教育協会連絡教委會地域づくり研修会を実施しております。テーマは「農村地域におけるゼロカーボンへ向けた取り組み」についてであり、十数名が参加しております。

3ページになります。3月1日に芽室町総合体育館アスリートミュージアム・キッズスペースが供用開始となっております。

3月7日の芽室家庭教育講演会で、「全ての子どもが大切にされる社会へ」というテーマで、参加者は63名となっております。

3月8日、9日には、元日本ハムファイターズの杉谷拳士氏をお招きして、野球教室、講演会を実施しております。

同じく3月9日、文化賞・スポーツ賞等授賞式を実施しております。

3月21日からは、中学生国際交流派に10名を派遣し、29日に帰町の予定となっております。

生涯学習課、以上です。

○程野教育長　この後の会議について、非公開の日程がありますので、議事進行において、提案説明の前に非公開の決定をお願いいたします。

日程第5　報告第35号芽室町奨学金貸付の件、日程第6　報告第36号区域外就学認定の件、日程第7　報告第37号就学指定校変更認定の件、日程第12　議案第54号第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件については、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定

する、公開することにより個人の権利を侵害する恐れのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長　日程第17　協議案第5号芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定（案）の件については、芽室町教育委員会会議規則第12条第6号に規定する、その他公開することにより教育行政の公正または円滑な運営に著しい支障が生じる恐れがある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長　以上、非公開といたします。

◎日程第4「報告第34号　就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長　日程第4「報告第34号　就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長　1ページになります。日程第4「報告第34号　就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」についてであります。

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、就学援助費の支給を行うことにしましたので報告いたします。

2ページをご覧ください。令和5年度就学援助認定総括表であります。令和6年度3月申請数は、1世帯で、準要保護世帯として認定となっております。

3ページの3月1日現在での、申請世帯は、138世帯、認定世帯が、120世帯で、内訳は、要保護世帯が2世帯、準要保護世帯が、118世帯となっております。また、不認定世帯、16世帯、認定廃止世帯は、1世帯となっております。ページ中段以下、各小中学校別の認定者数、不認定者数で、準要保護認定者数につきましては、小学校で、99名、中学校で、66名、併せて、165名となっており、認定率は、10.8%となっております。

以上で、報告を終わります。

○程野教育長　以上について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長　本件について、報告のとおり承認をいたします。

◎日程第5「報告第35号　芽室町奨学金貸付の件（非公開）」

○程野教育長　日程第5「芽室町奨学金貸付の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 6 「報告第 36 号 区域外就学認定の件 (非公開)」

○程野教育長 日程第 5 「報告第 36 号 区域外就学認定の件 (非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 7 「報告第 37 号 就学指定校変更認定の件 (非公開)」

○程野教育長 日程第 7 「報告第 37 号 就学指定校変更認定の件 (非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 8 「議案第 50 号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件」

○程野教育長 日程第 8 「議案第 50 号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 21 ページになります。日程第 8 「議案第 50 号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件」についてであります。

芽室町教育委員会 事務委任 規則 第 1 条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局 管理職員等の任免を行おうとするものであります。

22 ページをご覧願います。教育推進課長「有澤勝昭」を芽室町に出向を命ずるものとし、後任として「坂口勝己」を命ずるものであります。

23 ページをご覧ください。教育推進課長補佐（教育支援担当）兼教育推進係長「清末有二」を教育推進課長補佐（教育支援担当）とし、教育推進係長の後任として、「林宏明」を命ずるものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はござりますか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 本件について、原案どおり可決いたします。

◎日程第 9 「議案第 51 号 芽室町学校医委嘱の件」

○程野教育長 日程第 9 「議案第 51 号 芽室町学校医委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 25 ページになります。日程第 9 「議案第 51 号 芽室町学校医委嘱の件」についてご説明いたします。

令和 6 年 3 月 31 日付け、任期満了に伴い、学校保健安全法 第 23 の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

24 ページをご覧願います。学校医の委嘱につきましては、これまで同

様、公立芽室病院の先生へ委嘱することとし、記載の「木田和宏」先生ほか6名の方を、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、委嘱しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございませんか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、原案どおり可決いたします。

◎日程第10「議案第52号 芽室町学校歯科医委嘱の件」

○程野教育長 日程第10「議案第52号 芽室町学校歯科医委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 28ページになります。日程第10「議案第52号 芽室町学校歯科医委嘱の件」についてご説明いたします。

令和6年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法 第23条の規定に基づき、学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

28ページをご覧願います。学校歯科医の委嘱につきましては、町内歯科医会で、記載の「家内典夫」先生ほか5名の方を、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、委嘱しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第11「議案第53号 芽室町学校薬剤師委嘱の件」

○程野教育長 日程第11「議案第53号 芽室町学校薬剤師委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 30ページになります。日程第11「議案第53号 芽室町学校薬剤師委嘱の件」について説明いたします。

令和6年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法 第23条の規定に基づき、学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

31ページをご覧願います。薬剤師の委嘱につきましては、これまで同様に、「曾根義継」氏を、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、委嘱しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 本件について、原案どおり可決いたします。

◎日程第 12 「議案第 54 号 第 12 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 12 「議案第 54 号 第 12 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 13 「議案第 55 号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則廃止の件」、日程第 14 「議案第 56 号 芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則制定の件」

○程野教育長 日程第 13 「議案第 55 号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則廃止の件」及び、日程第 14 「議案第 56 号 芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則制定の件」については、関連する事項になりますので併せて説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 37 ページになります。日程第 13 「議案第 55 号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則廃止の件」、及び 40 ページに進んでいただきまして、日程第 14 「議案第 56 号 芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則制定の件」についてご説明いたします。

今回の規則、廃止・制定の件につきましては、令和 5 年度に、芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会を設置し、基本方針の策定を完了しております。当該規則を廃止し、令和 6 年度からは、この方針に基づき、小中一貫教育を推進していくための協議会を設置するものであります。

41 ページをご覧願います。今回制定する規則は、第 1 条で「趣旨」を、第 2 条で「組織の構成員」を、第 3 条で「協議会の任務」を、第 4 条で「委員の任期」を、第 5 条で「会長・副会長の配置及び職務」を、第 6 条で「会議の招集・議事進行」を、第 7 条で「その庶務を教育推進課が行うこと」を、定めた規則を制定するもの、附則として、この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 日程第 13、日程第 14 あわせて、質疑はございますか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 異議なしと認め、議案第 55 号、議案第 56 号共に、原案どおり可決いたします。

◎日程第 15「議案第 57 号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則廃止の件」

○程野教育長 日程第 15「議案第 57 号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則廃止の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 42 ページになります。日程第 15 「「議案第 57 号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則廃止の件」についてご説明いたします。

44 ページをご覧願います。令和 5 年度に、部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向けて、関係団体を交えた準備会を設置するため、本規則を制定したものですが、令和 6 年度より、新たな協議会として発足するため、本規則を廃止するものであり、附則として、この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

なお、新たな協議会の設置規則については、新年度に改めて、提案させていただきます。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 16「議案第 58 号 芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 16「議案第 58 号 芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」、説明願います。

スポーツ振興係長。

○梅森スポーツ振興係長 日程第 16「議案第 58 号 芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」についてご説明いたします。

この規則は、2 月 21 日に開催した第 15 回教育委員会会議において、芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の議案に対する意見申し出の件で決定をいただき、3 月 22 日に開催の芽室町議会 3 月定例回において議決をいたしました、芽室町総合体育館設置及び管理条例の施行について必要な事項を定めようとするものであります。

46 ページをお開き願います。こちらは改正箇所を記載しております。総合体育館内 1 階に、託児所兼会議室を整備しましたが、この部屋を託児目的で利用するときは、その利用料を免除するものであります。

47 ページから 48 ページには、施設利用時に必要な様式を記載しており、中段の利用施設に、新たに整備した託児所兼会議室を追加したものです。

この規則につきましては、条例のように、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はござりますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 17 「協議案第 5 号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定案の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 17 「協議案第 5 号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定案の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

○程野教育長 今後の日程について、お願ひします。

○事務局 4 月の教育委員会会議定例会については、4 月 24 日、水曜日、15 時から行いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

その他になります。このあと、16 時から退職・転任・採用・昇任・校長・教頭慰労激励会がありますのでよろしくお願ひいたします。

4 月 13 日、水曜日、13 時 30 分から、芽室町立小中学校教職員辞令伝達式を中央公民館で行いますので、出席をお願いいたします。

同日、18 時から転入校長教頭歓迎会を中央公民館で行いますので、後ほど通知させていただきます。

4 月 8 日、月曜日、上美生小学校以外の小中学校の入学式、4 月 9 日、上美生小学校の入学式となっております。

以上になります。

○程野教育長 以上で、第 17 回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育長職務代理者 鳥 本 和 宏